

美幌町住民投票条例（素案） に対する基本的な考え方

平成23年11月

美 幌 町

《目次》

I	住民投票制度検討経緯	1
1	住民投票制度創設の背景	1
2	検討内容及び検討経過	2
II	住民投票制度の流れ	4
III	美幌町住民投票条例（素案）に対する個別論点の考え方	6
	【論点1】 住民投票の対象となる事項	7
	【論点2】 請求資格者及び投票資格者	10
	【論点3】 住民投票の形式	12
	【論点4】 住民投票と選挙の投票日が重なった場合	15
	【論点5】 情報の提供	15
	【論点6】 住民投票運動	17
	【論点7】 投票資格者名簿の作成	18
	【論点8】 投票の方法	20
	【論点9】 投票の成立要件	22
	【論点10】 再請求等の制限期間	22

I 住民投票制度検討経緯

1 住民投票制度創設の背景

(1) 住民投票制度とは

住民投票制度は、町政運営上の重要な事項について、投票により、直接、住民の意思を確認することを目的とした制度です。

(2) 住民投票制度創設の目的

少子高齢化や社会情勢の変化により、自治体を取り巻く環境が急激に変化し、住民ニーズが多様化、複雑化していく中で、住民の意向を汲み取り、その意向に沿った町政運営を行っていくことが重要な課題となっています。また、地方分権改革の進展に伴う自治体の自己決定権の拡充が進む中においては、自らの責任において判断することが求められており、町全体に重大な影響を与える可能性のある事項や住民、議会、行政の間に意見が大きく分かれるような事項については、住民の意思を踏まえて政策決定を行っていくことが重要であると考えられます。これらのことから、住民の意思を町政に反映し、町民主体の自治を実現することを目的に住民投票制度を創設します。

(3) 住民投票制度の形態

住民投票制度には、住民の意思を確認しようとする事項ごとに、その都度議会の議決に基づいて条例を制定し実施する「個別設置型」と、対象事項や投票資格者など、あらかじめ投票に関するルールを定めておき、要件を満たせば自動的に住民投票を実施することができる「常設型」があります。

「個別設置型」では、投票の対象事項に最も適した制度設計が可能となりますが、条例制定に一定の時間を要し、場合によっては制度についての合意が得られず、投票に至らないケースも考えられます。

これに対して「常設型」は、あらかじめ投票に関するルールを定めておくものであることから、要件を満たせばどのような事項であっても同一の制度で行うことが可能であり、迅速性、安定性、継続性などのメリットが挙げられます。

このことから、本町では、条例に基づく「常設型」の住民投票制度を創設することとしています。

(4) 自治基本条例における住民投票制度の位置付け

平成 23 年 4 月に施行された美幌町自治基本条例は、地方分権時代にふさわしい自治体運営を進めるために、本町の自治の基本となる理念や原則を定め、これらを実現するための基本的な仕組みを明らかにし、町民主体の自治を実現することを目的として制定されました。

住民投票制度は、住民が町政に参加する究極の仕組みとして、自治基本条例の第 17 条及び第 18 条に基本的な位置付けがされております。

2 検討内容及び検討経過

(1) 検討内容

現在、全国で約 30 の市町村において常設型の住民投票条例が制定されております。本町においても、自治基本条例第 17 条及び第 18 条に常設型の住民投票制度を見据えた規定が置かれており、庁内推進委員会（町民参加ワーキンググループ）においては、その具体的な手続等について、検討を行いました。

検討に当たっては、この制度が間接民主制を補完する仕組みであること、また、法的拘束力は無いが、投票結果を慎重に検討し、これに十分な考慮を払いながら議会と町長は意思決定を行わなければならない制度であることの認識をもった上で、個別に論点を洗い出し、論点に対する基本的な考え方を整理していきました。

《個別論点》

- 【論点 1】 住民投票の対象となる事項
- 【論点 2】 請求資格者及び投票資格者
- 【論点 3】 住民投票の形式
- 【論点 4】 住民投票と選挙の投票日が重なった場合
- 【論点 5】 情報の提供
- 【論点 6】 住民投票運動
- 【論点 7】 投票資格者名簿の作成
- 【論点 8】 投票の方法
- 【論点 9】 投票の成立要件
- 【論点 10】 再請求等の制限期間

素案については、先進自治体の条例の検証を進め、大きく 3 つのパターンに整理し、条例事項とすべきものの検討を行いました。

- ① 請求手続等は規則で規定、選挙管理委員会への委任を条例に規定
- ② 選挙と原則同日実施、請求手続等を条例で規定、選挙管理委員会への委任を条例以外で規定
- ③ 選挙と原則同日実施、請求手続等を条例で規定、投票運動に罰則規制

これらの基本的な考え方と先進自治体条例の整理を基に検討を進め、次のとおり整理を行いました。

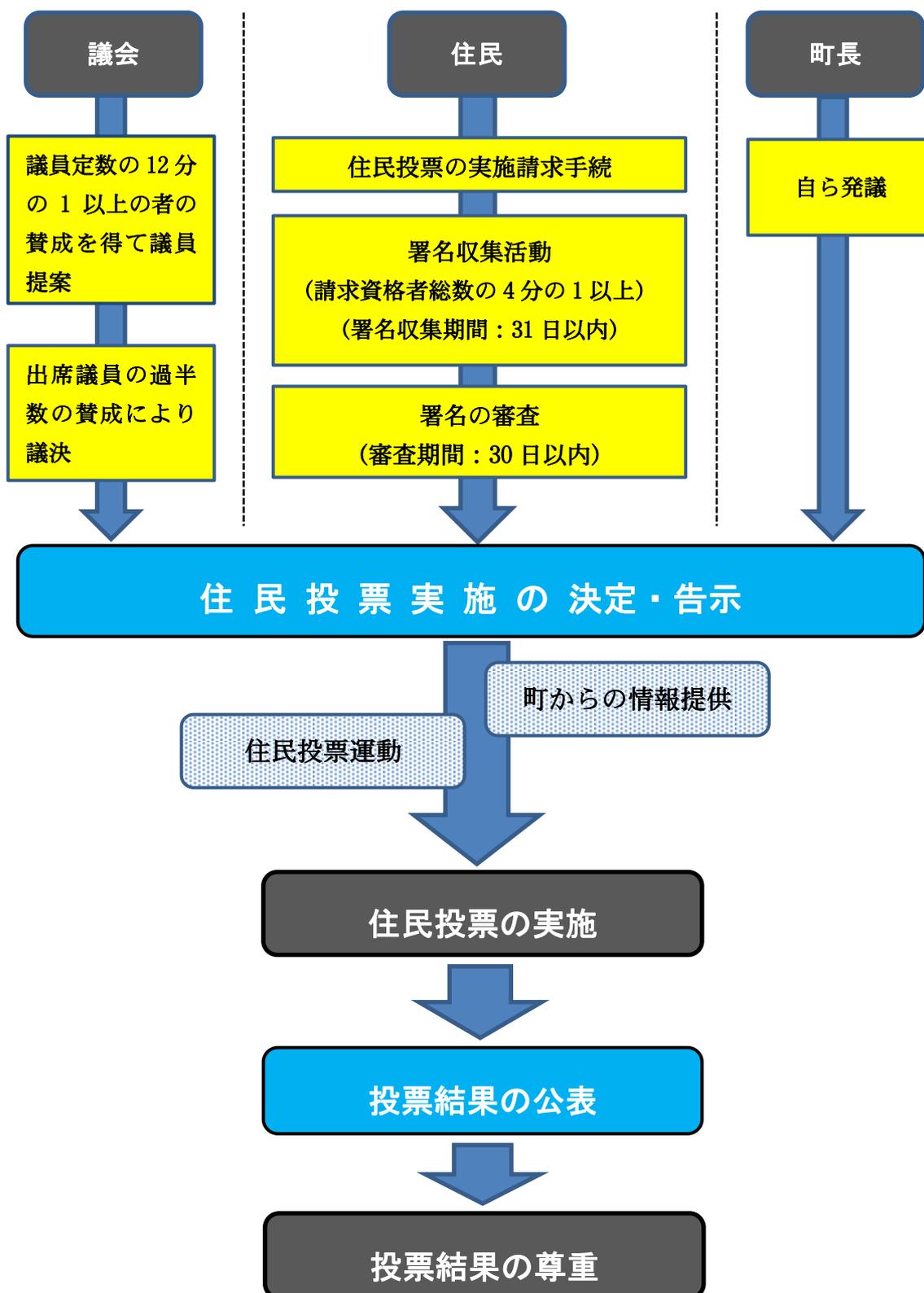
- ① 条例による常設型の住民投票条例においても、公職選挙法に基づく選挙や法律に基づく直接請求制度に準じた手続が必要である。
- ② 選挙管理委員会への委任規定を条例に設けることは、委任する事務の根拠規定が失われるおそれがあるため、規則において規定することが適当である。
- ③ 請求の手続や署名の手続については公正性と透明性の観点からも条例で規定すべきである。

- ④ 選挙との同日実施については、選挙運動などにおいて混乱が生じる可能性があることから避けるべきである。
- ⑤ 法的拘束力のない諮問型の住民投票制度において、投票運動に罰則を設けることは過剰な規制の禁止原則に反するおそれがあるため、慎重な対応が求められる。

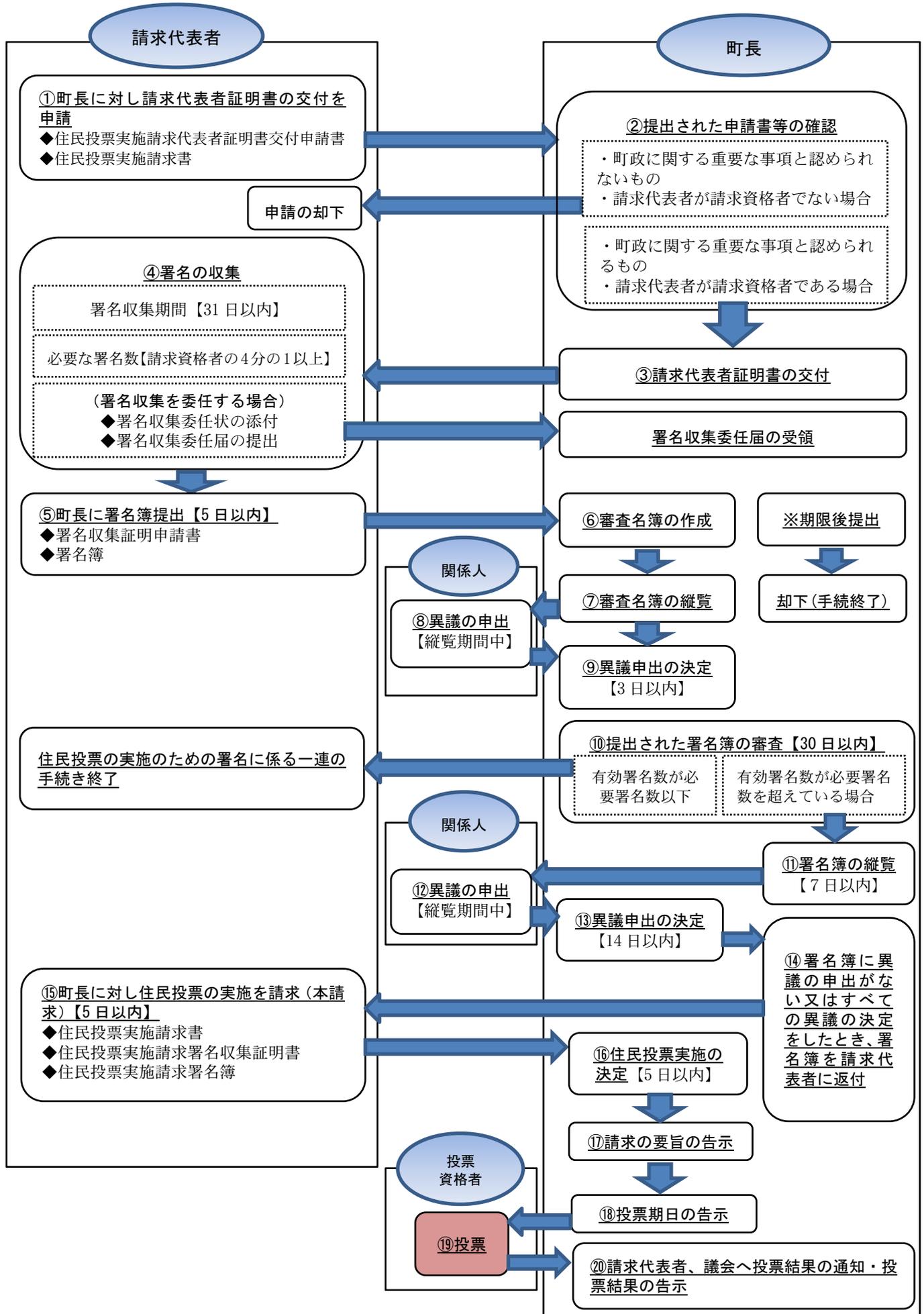
(2) 検討経過

期日	内容
6月16日	論点の洗い出し（町民参加WG）
会議間	先進自治体の条文比較表の作成
7月1日	先進自治体の条文比較表を基に検討（町民参加WG）
7月15日	論点について、基本的な考え方の検討（町民参加WG）
会議間	条例素案の作成
8月24日	論点について再検討、条例素案の確認（町民参加WG）
会議間	条例素案の修正
9月12日	条例素案の再確認（町民参加WG）
会議間	条例素案の見直し（請求手続等の条文追加）
10月4日	選管経験者2名をメンバーに加え細部の検討
会議間	法制執務経験者3名による素案審査
10月13日	選管経験者2名、現選管、庶務及び事務局において条文の最終確認
10月31日	庁内推進会議において論点整理、素案の確認（最終）

II 住民投票制度の流れ



●住民請求に基づく住民投票実施の流れ



Ⅲ 美幌町住民投票条例（素案）に対する個別論点の考え方

- 個別論点に対する選択肢を示し、本町で採用したいと考えている選択肢に◎を付け、その考え方を記載しています。

《目次》

第1条	目的	
第2条	町政に関する重要な事項	【論点1】
第3条	請求資格者及び投票資格者	【論点2】
第4条	住民投票の形式	【論点3】
第5条	請求等の制限	
第6条	請求代表者証明書の交付等	
第7条	署名等の収集	
第8条	署名簿の提出等	
第9条	審査名簿の作成	
第10条	署名等の審査	
第11条	住民投票の実施の請求	
第12条	住民投票の実施の決定	
第13条	住民投票の期日	【論点4】
第14条	情報の提供	【論点5】
第15条	住民投票運動	【論点6】
第16条	投票資格者名簿の作成	【論点7】
第17条	投票区及び投票所等	
第18条	投票することができない者	
第19条	投票の方法	【論点8】
第20条	期日前投票等	
第21条	開票所等	
第22条	投票の効力	
第23条	無効投票	
第24条	投票の結果	
第25条	投票結果の尊重	【論点9】
第26条	再請求等の制限期間	【論点10】
第27条	規則への委任	

美幌町住民投票条例（素案）

（目的）

第1条 美幌町自治基本条例（平成23年美幌町条例第8号。以下「自治基本条例」という。）第18条第6項の規定に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定め、町政に関する重要な事項について、直接住民の意思を確認することにより、住民の町政への参加を推進し、もって町民主体の自治を実現することを目的とします。

（町政に関する重要な事項）

第2条 自治基本条例第17条第1項及び第18条第1項から第3項までに規定する町政に関する重要な事項（以下「重要事項」という。）とは、町全体に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、住民の間又は住民、議会若しくは町長の間で重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるものとする。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 町の権限に属さない事項（当該事項に対しての町の意思を明確に表示しようとする場合を除く。）
- (2) 法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項
- (3) 町税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項
- (4) 町の組織、人事及び財務に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか住民投票に付することが適当でないと認められる事項

【論点1】住民投票の対象となる事項

自治基本条例第17条第1項及び第18条第1項から第3項までに規定されている「町政に関する重要な事項」について、その具体的な内容及び規定方法の検討

- 〔選択肢1〕 対象事項を列挙して限定する。（ポジティブリスト）
- ◎〔選択肢2〕 対象事項を広く定義し、例外的に対象とならない事項（ネガティブリスト）を列挙する。
- 〔選択肢3〕 対象事項を広く定義する（例外規定は設けない）

【考え方】

住民投票の対象となる事項は、『町全体に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、住民の間又は住民、議会若しくは町長の間で重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるもの』が対象となります。対象となる事例を具体的に挙げますと、

- (1) 町の存立の基礎的条件に関わる基本的な選択（町の名称や行政区域の変更、町の合併等）
- (2) 特定の重要施策や事業の実施に当たって、町民に特別な負担を求める場合（目的税等の創設）
- (3) 大規模公共事業を実施するに当たって巨額の財政負担が必要になり、将来の行財政運営に影響を及ぼすおそれのあるもの

などが考えられますが、住民投票の案件は、地域社会の状況を踏まえて、個々に判断されるものであり、あらかじめ行政が限定的に定めることは、この条例の趣旨にそぐわないと考えられます。請求に必要な署名数（18歳以上の住民の4分の1以上）を収集することができたとすれば、ハードルの高さを考えると、その事案はすでに住民投票にふさわしい事項であると考えべきです。また、住民投票制度が、住民の町政参画を進めていく上での重要な制度として活用されていくためには、なるべく対象となる事項を限定しない規定方法が望ましいと考えられます。

これらのことから、対象事項を限定せず、例外として住民投票の対象とならない事項を限定的に列挙することとします。

除外する事項

(1) 町の権限に属さない事項（町の意味を明確に表示しようとする場合を除く。）

○「町の権限に属さない事項」とは、町が自ら実施主体となり得ないものをいいます。

(具体例)

- ・日本国憲法の改正、防衛・外交、経済政策など、国の権限で行うもの。
- ・工場の建設等私企業の経営事項
- ・町が道立病院の設置を決定すること
- ・町が国道又は道道の整備を決定すること
- ・町が国の出先機関の存続を決定すること

○「町の権限に属さない事項」であっても、法令の規定により町長の意見を求められる案件はもとより、町としての意思を表明するものについて住民投票は可能とします。

(具体例)

- ・町が道に道立病院の設置を求めること
- ・町が国又は道に、国道又は道道の整備を求めること
- ・町が国の出先機関の存続を求めること

(2) 法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項

「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく合併協議会設置協議を求める住民投票や、議会の解散、議会の議員又は町長の解職などを求める投票などについては、既に法律上に住民投票を行える制度が用意されており、これらについては法令の規定に基づいて住民投票が実施されることが適当であるため、除外事項としています。

(3) 町税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項

地方自治法に規定する直接請求において「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料」が対象外とされており、これは、町民の負担が軽くなることのみをもって誰からも賛成が得られやすいものであり、本質的な政策の議論と切り離して、ただ単に負担の増減を求めるような事項については、住民が適切な判断基準をもって投票を行うことになら

ないため、投票の対象から除外するものです。しかし、新たな施策を推進するために目的税を創設するなどの場合は、特定の施策に係る重要な政策判断となる可能性があることから、これらの事項が一律に除外されるものではありません。

(具体例：除外するもの)

- ・町民税の税率の引き下げ。
- ・公共施設の使用料の引き下げ。

(具体例：除外しないもの)

- ・環境税
- ・一般廃棄物埋立税

(4) 町の組織、人事及び財務に関する事項

職員の任免や指揮監督等の町の組織、人事の案件や予算の調製権や執行権の権限に関わる事項のほか町の執行機関の内部事務処理については、地方自治法に定める町長の専決事項であり、投票になじまないため対象から除くものです。

(具体例)

- ・〇〇部長（又は主幹）の降格
- ・〇〇グループの設置
- ・通常の契約事務

(請求資格者及び投票資格者)

第3条 自治基本条例第18条第1項の規定による住民投票の実施を請求することができる者(以下「請求資格者」という。)及び同条第5項の住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の者で、引き続き3か月以上本町に住所を有する者(その者に係る本町の住民票が作成された日(他の市町村(特別区を含む。以下同じ。))から本町に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3か月以上本町の住民基本台帳に記録されている者に限る。)
- (2) 年齢満18歳以上の定住外国人で、本町の外国人登録原票(以下「登録原票」という。)に登録された日(他の市町村から本町の区域内に居住地を変更した者で外国人登録法(昭和27年法律第125号)第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けたものについては、当該申請の日)から引き続き3か月以上本町の登録原票に登録されている者のうち、規則で定めるところにより、第9条第1項に規定する審査名簿及び第16条第1項に規定する投票資格者名簿への登録を申請した者

2 前項第2号に規定する定住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「出入国管理法」という。)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- (2) 出入国管理法別表第2の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者(前号に掲げる者を除く。)であって、引き続き3年を超えて日本に居住している者
- (3) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者

【論点2】請求資格者及び投票資格者

自治基本条例第18条第1項及び第5項に規定されている住民投票の請求資格者及び投票資格者について、その具体的な範囲の検討

(1) 町内在住要件

- ◎〔選択肢1〕 3か月(公職選挙法)
- 〔選択肢2〕 50日(日本国憲法の改正手続きに関する法律)

【考え方】

公職選挙法では、町議会議員選挙や町長選挙の選挙権については、引き続き「3か月以上」、その市町村に住所を有しているという要件が設けられております。これは「地縁的關係などからみて、少なくとも引き続き一定期間その地域に住んでいる者に、その地域の住民としての権利を与えることが住民自治の趣旨にかなう」との理由によるもので、本町の住民投票制度においても、この考えに準じて、町内における在住要件を「3か月以上」とします。

(2) 外国人の範囲

- 〔選択肢 1〕 永住外国人（永住者、特別永住者）に限定する。
- ◎〔選択肢 2〕 永住外国人以外（日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）の外国人にも認める

【考え方】

住民投票の請求（投票）資格者は、日本の社会生活や文化などの知識を身に付けており、住民投票の事案の内容等について十分に理解できることが必要であり、一定期間、日本に生活基盤を有していることが求められます。この一定期間をどの程度と考えるかについてはさまざまな考え方がありますが、3年を超えて日本に在留していれば、これらの要件を満たせるものと考えられるため、永住者と特別永住者に加え、3年を超えて日本に在留する外国人についても請求（投票）資格を認めることとします。

3年という期間は、入国管理及び難民認定法で定められた在留期間の最長の期間でもあり、更新することにより、引き続き日本で生活する意思があると見なすことができることを考慮したものです。

(3) 外国人投票資格者の登録方法

- 〔選択肢 1〕 外国人登録原票により、職権で（自動的に）作成する。
- ◎〔選択肢 2〕 希望者による登録制とする。

【考え方】

外国人の投票資格者名簿への登録を登録制とした場合、住民投票制度を知らなかった等の理由で登録の機会を逸し、投票できないという事態が生じるおそれから、必要な措置を講じた上で、外国人登録原票により職権で登録している自治体もあります。

しかし、外国人登録法は、「法律の定める事務」を国や地方自治体が行う場合には、外国人登録原票の記載の利用を認めています。一方では、外国人に対して、投票資格が付与されるような場合であれば外国人登録原票の記載の利用を許容される可能性もありますが、この場合においても、住民投票上必要不可欠な名簿の縦覧ができるものではないとするのが、法律の趣旨であると解されます。

このように、法律に抵触する可能性があること、また、本町における外国人の投票資格者は約20名程度であり十分な周知が可能であることから、希望者による登録制とします。

(住民投票の形式)

第4条 自治基本条例第18条第1項の規定による請求（以下「住民請求」という。）、同条第2項の規定による請求（以下「議会請求」という。）及び同条第3項の規定による発議（以下「町長発議」という。）に当たっては、住民投票に付そうとする事項について、二者択一で賛否を問う形式により行わなければならない。

【論点3】住民投票の形式

住民投票の設問及び選択肢の設定方法の検討

- ◎〔選択肢1〕 設問の形式は二者択一とする。
- 〔選択肢2〕 選択肢の設定に制限は設けない。
- 〔選択肢3〕 原則、二者択一とし、場合により多数の選択肢も認める。

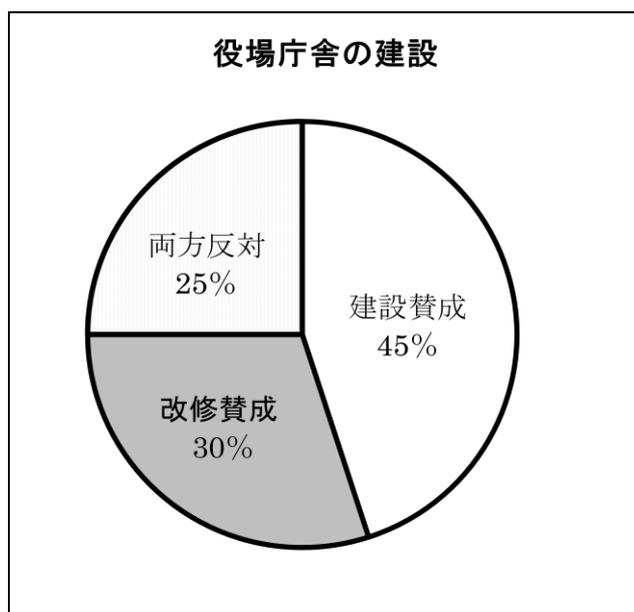
【考え方】

住民投票制度は、町政運営上の重要な事項について、投票により、直接、住民の意思を確認し、その結果を踏まえ議会や町長が意思決定を行うことを目的とした制度であるので、住民投票の実施に当たっては、投票の対象事項について十分な議論が行われ、選択肢が二つに絞られた状況で行われることが適当であると考えます。

選択肢の設定に制限を設けず、複数の選択肢を設定した場合、投票結果が拡散し、住民の意思を明確に把握することが困難になるとともに、投票結果について何らかの意思決定を行うことが難しくなります。また、「原則、二者択一とし、場合により多数の選択肢を認める」ことは、誰が、どのような選択肢を設定するかが課題となってきます。

このようなことから、設問の形式は二者択一で賛否を問う形式とします。

(具体例)



<二者択一>

選択肢：建設に賛成 or 反対

賛成 45%

反対 55%

結果：役場庁舎は建設しない

<複数選択>

選択肢：建設 or 改修 or 反対

建設 45%

改修 30%

反対 25%

結果：役場庁舎は建設する

(請求等の制限)

第5条 自治基本条例第18条第1項から第3項の規定にかかわらず、既に住民請求、議会請求又は町長発議（以下「請求等」という。）に係る手続が開始されている場合においては、当該請求等の手続が行われている間は、何人も、当該住民投票に付そうとされ、又は付されている事項と実質的に同一内容と認められる事項について、住民投票の請求等を行うことができない。

(請求代表者証明書の交付等)

第6条 住民請求をしようとする代表者（以下「請求代表者」という。）は、町長に対し、規則で定めるところにより、その請求の内容その他必要な事項を記載した住民投票実施請求書（以下「実施請求書」という。）を付して、請求代表者であることの証明書（以下「請求代表者証明書」という。）の交付を申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、実施請求書に記載された内容が第2条に規定する重要事項であること、第4条に規定する形式に該当すること及び請求代表者が当該申請の日現在において請求資格者であることを確認したときは、速やかに請求代表者に請求代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示しなければならない。

3 町長は、前項の規定により請求代表者証明書を交付するときは、第1項の規定による申請の日現在の請求資格者の総数の4分の1の数（以下「必要署名者数」という。）を請求代表者に通知するとともに、告示しなければならない。

(署名等の収集)

第7条 請求代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿（以下「署名簿」という。）に実施請求書又はその写し及び請求代表者証明書又はその写しを付して、請求資格者に対し、規則で定めるところにより、署名等（署名し、押印することに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。

2 署名等は、前条第2項の規定による告示の日から31日以内でなければ求めることができない。

3 前2項に定めるもののほか、署名等の収集については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第6項から第8項までの規定を準用する。

(署名簿の提出等)

第8条 請求代表者は、署名簿に署名等をした者（以下「署名者」という。）の数が必要署名者数以上となったときは、前条第2項に規定する期間満了の日の翌日から5日以内に、すべての署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの）を町長に提出し、署名者が、次条第1項に規定する審査名簿に登録されている者であることの証明を求めなければならない。

2 町長は、前項の規定による署名簿の提出が同項の規定による期間を経過してなされたものであるときは、当該提出を却下しなければならない。

(審査名簿の作成)

- 第9条 町長は、前条第1項の規定による署名簿の提出を受けた場合においては、同条第2項の規定により却下するときを除き、規則で定めるところにより、審査名簿（第6条第2項の規定による請求代表者証明書の交付の日現在の請求資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定により審査名簿を作成したときは、規則で定めるところにより、その日の翌日から5日間、その指定した場所において、審査名簿の抄本を縦覧に供さなければならない。
- 3 請求資格者は、第1項の規定による登録に関し不服があるときは、前項の規定による縦覧期間内に、文書で町長に異議を申し出ることができる。
- 4 町長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から3日以内にその申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その異議の申出を正当であると決定したときは、その申出に係る者を直ちに審査名簿に登録し、又は審査名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知するものとし、その異議の申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。
- 5 町長は、第1項の規定により審査名簿を作成した日以後において、当該作成の際に審査名簿に登録される資格を有する者が審査名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を直ちに審査名簿に登録しなければならない。

(署名等の審査)

- 第10条 町長は、第8条第1項の規定による証明を求められたときは、その日から30日以内に署名簿に署名等をした者が審査名簿に登録されている者かどうかの審査を行い、署名等の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による証明が終了したときは、直ちに署名者の総数及び有効と決定した署名等（以下「有効署名」という。）の総数を告示するとともに、その日から7日間、その指定した場所において、署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。
- 3 署名簿の署名等に関し不服がある関係人は、前項に規定する縦覧期間内に、文書で町長に異議を申し出ることができる。
- 4 町長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から14日以内にその申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その異議の申出を正当であると決定したときは、直ちに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示し、その異議の申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。
- 5 町長は、第2項の規定による縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を請求代表者に返付しなければならない。

(住民投票の実施の請求)

第 11 条 請求代表者は、前条第 5 項の規定により返付を受けた署名簿の有効署名の総数が第 6 条第 3 項の規定により告示された請求資格者の総数の 4 分の 1 以上の数に達しているときは、その返付を受けた日から 5 日以内に限り、町長に対し、住民請求をすることができる。

(住民投票の実施の決定)

第 12 条 町長は、住民請求又は議会請求を受理したときは、当該請求を受理した日から 5 日以内に、住民投票の実施を決定し、住民請求においては請求代表者及び議会の議長に、議会請求においては議会の議長に通知しなければならない。

2 町長は、町長発議をしたときは、直ちに議会の議長に通知しなければならない。

3 町長は、前 2 項の規定により住民投票の実施を決定したとき又は町長発議をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

(住民投票の期日)

第 13 条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、前条の規定による告示の日から起算して 30 日を経過した日から 90 日を超えない範囲内において、町長が定める日とする。ただし、当該期日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、北海道の議会の議員若しくは知事の選挙又は町の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他町長が特に必要があると認めるときは、住民投票の期日（以下「投票日」という。）を変更するものとする。

2 町長は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の少なくとも 5 日前までにその投票日を告示しなければならない。

【論点 4】住民投票と選挙の投票日が重なった場合

住民投票の投票日に、国政選挙や地方選挙が実施されることとなった場合の同時実施の可否についての検討

◎〔選択肢 1〕 住民投票の投票日を変更する。

〔選択肢 2〕 住民投票と選挙の投票を同じ日に実施する。

【考え方】

住民の負担や財政負担の軽減、投票率の向上を見込み住民投票の投票を国政選挙や地方選挙の投票日と同一日程で行うとしている自治体もありますが、公職選挙法の規定により選挙人以外は選挙の投票所へ入れないため、未成年者や定住外国人については別に投票所を設けなくてはなりません。また、選挙運動では戸別訪問は禁じられておりますが、住民投票の投票運動は基本的に自由とすべきであり、住民投票の投票運動で個別訪問をした場合でも、外見からは選挙運動と区別がつきにくく、選挙違反の取締りが困難になることが予想されます。

これらのことから、住民投票の投票日と、国政選挙や地方選挙が重なった場合は、投票日を変更することとします。

(情報の提供)

- 第14条 町長は、住民投票を実施するときは、当該住民投票に関し必要な情報を広報その他適当な方法により住民に提供しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意し、公平に扱わなければならない。

【論点5】情報の提供

住民投票の実施に当たり、付議事項に関する判断の基準となる情報提供をどのように行うべきかの検討

- ◎〔選択肢1〕 町長（行政）が行う。
- 〔選択肢2〕 第三者委員会等を設置して行う。
- 〔選択肢3〕 住民の自発的な情報収集に委ねる。

【考え方】

住民投票は、住民が適切な情報を得て、十分な議論を重ねた上で実施されるべきものです。

そのためには、住民の自発的な情報収集に委ねるのではなく、多くの情報を有している行政が、広報の発行、パンフレットの作成、ホームページへの掲載、マスコミへの情報提供などにより、積極的に情報提供を行うべきと考えます。

なお、第三者委員会等が情報提供を行うことについては、委員の選任など技術的に公平性・中立性を担保することが難しいと考えます。

(住民投票運動)

第15条 住民投票に関する投票運動（以下「住民投票運動」という。）は、自由にこれを行うことができる。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は町民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、在職中、住民投票運動を行ってはならない。

(1) 第17条第3項に規定する投票管理者及び第21条第3項に規定する開票管理者

(2) 地方自治法第180条の2の規定により町長の権限に属する住民投票の事務の一部を委任された町選挙管理委員会の委員

【論点6】住民投票運動

住民投票の付議事項に関する住民投票運動について、罰則等により規制を行うべきか否かの検討

〔選択肢1〕 規制や罰則は設けず、自由な投票運動を認める。

◎〔選択肢2〕 規制や罰則は設けず、注意喚起を行う。

〔選択肢3〕 選挙運動と同じような規制や罰則を設ける。

【考え方】

公職選挙法により、選挙の投票運動には、戸別訪問の禁止などの規制や違反者に対する罰則が設けられております。

しかし、住民投票は、住民が事案についての情報を得て、議論を十分に尽くした上で実施されるべきものであり、自由な投票運動の果たす役割は大きいといえます。規制や罰則を設けると、このような活動を萎縮させるおそれがあります。このことから、住民投票運動の規制や罰則は設けず、注意喚起を行うこととします。

なお、住民投票の事務の一部を委任される町選挙管理委員会の委員と投開票事務の管理執行に当たる投票管理者と開票管理者については、投票事務の公正な執行を確保するために、在職中、住民投票運動を制限することとします。

(投票資格者名簿の作成)

- 第16条 町長は、住民投票を実施する場合においては、規則で定めるところにより、投票資格者名簿（第13条第2項の規定による告示の日の前日現在（投票資格者の年齢については、投票日現在）の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定により投票資格者名簿を作成したときは、規則で定める期間、その指定した場所において、投票資格者名簿の抄本を縦覧に供さなければならない。
 - 3 投票資格者は、第1項の規定による登録に関し不服があるときは、前項の規定による縦覧期間内に、文書で町長に異議を申し出ることができる。
 - 4 町長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から3日以内にその申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その異議の申出を正当であると決定したときは、その申出に係る者を直ちに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知するものとし、その異議の申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。
 - 5 町長は、第1項の規定により投票資格者名簿を作成した日以後において、当該作成の際に投票資格者名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を直ちに投票資格者名簿に登録しなければならない。

【論点7】投票資格者名簿の作成

投票資格者名簿の作成を選挙に準じたものにするか否かの検討

- 〔選択肢1〕 名簿を常備し、定期的に登録・更新する。
- ◎〔選択肢2〕 住民投票を行うつど、名簿を作成する。

【考え方】

選挙における選挙人名簿は、永久に据え置くものとされ、定期的に登録・更新がされておりますが、住民投票制度は、未成年者や定住外国人にも投票資格があるため、公職選挙法に基づく選挙人名簿をそのまま投票資格者名簿とすることはできません。住民投票の投票資格者名簿を選挙人名簿と同じように常時備えておくことは、登録・更新作業にかかる事務量や費用の増加となることから、必要が生じたときに作成することとします。

(投票区及び投票所等)

第 17 条 投票区、投票所及び第 20 条に規定する期日前投票の投票所(次項において「期日前投票所」という。)は、町長の指定した場所に設ける。

2 町長は、投票日の少なくとも 5 日前までに投票区、投票所及び期日前投票所をそれぞれ告示しなければならない。

3 町長は、規則で定めるところにより、第 1 項に規定する投票所に投票管理者及び投票立会人を置く。

(投票することができない者)

第 18 条 次に掲げる者は、住民投票の投票をすることができない。

(1) 投票資格者名簿に登録されていない者

(2) 投票資格者名簿に登録された者であっても投票日の当日(第 20 条の規定による投票にあつては、投票しようとする日)に投票資格者でない者

(投票の方法)

第19条 住民投票は、付議事項ごとに1人1票の投票とし、無記名投票とする。

2 住民投票の投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

3 投票人は、付議事項に賛成するときは投票用紙の投票欄に○の記号を、付議事項に反対するときは投票用紙の投票欄に×の記号を自ら記載し、これを投票箱に入れなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○又は×の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、点字投票又は代理投票をすることができる。

【論点8】投票の方法

投票方法（用紙）の検討

〔選択肢1〕

賛成	反対

賛成するときは賛成欄に○の記号を、反対するときは反対欄に○の記号を記載してください。

◎〔選択肢2〕

投票欄

賛成するときは投票欄に○の記号を、反対するときは投票欄に×の記号を記載してください。

〔選択肢3〕

記載欄	
賛成	反対

賛成するときは、賛成の文字を○の記号で囲み、反対するときは反対の文字を○の記号で囲んでください。

【考え方】

憲法改正国民投票法における投票方法（用紙）は、選択肢3の記載された賛成、反対の文字を○で囲む方法をとっておりますが、本町においては、高齢者に対してもより分かりやすく単純な方法であると考えられる選択肢2を選択します。

(期日前投票等)

第 20 条 投票人は、前条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(開票所等)

第 21 条 開票所は、町長の指定した場所に設ける。

2 町長は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

3 町長は、規則で定めるところにより、第 1 項に規定する開票所に開票管理者及び開票立会人を置く。

(投票の効力)

第 22 条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。

2 前項の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した投票人の意思が明白であれば、その投票を有効としなければならない。

(無効投票)

第 23 条 次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○又は×の記号以外の記号を記載したもの
- (3) ○又は×の記号を自書しないもの
- (4) ○及び×の記号のいずれも記載したもの
- (5) ○又は×の記号のいずれを記載したのか確認し難いもの

2 前項の規定にかかわらず、第 19 条第 4 項に規定する点字投票による投票の無効については、規則で定める。

(投票の結果)

第 24 条 町長は、投票の結果が確定したときは、直ちにその内容を、住民請求においては、請求代表者及び議会の議長に、議会請求及び町長発議においては、議会の議長にそれぞれ通知し、その旨を告示しなければならない。

(投票結果の尊重)

第 25 条 町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【論点 9】投票の成立要件

住民投票の実施に当たって、最低投票率による成立要件を設けるか否かについての検討

〔選択肢 1〕 投票率により成立要件を設ける。

◎〔選択肢 2〕 成立要件は設けない。

【考え方】

投票率が低かった場合、一部の住民の意見が議会や町長を縛ることになるという懸念から、投票率により成立要件を設けている自治体もあります。

しかし、成立要件を設けると、投票に行かないよう働きかけるボイコット運動を招きやすくなり、住民投票に対する期待感を失わせることとなります。また、投票率が高かろうと低かろうと、投票結果は明らかにすべきであると考えます。

これらのことから、町議会と町長は、投票率も含めた投票結果全体を考慮して尊重義務を果たすこととし、投票率による成立要件は設けないこととします。

(再請求等の制限期間)

第 26 条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから 2 年が経過するまでの間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について住民投票の請求等を行うことはできないものとする。

【論点 10】再請求等の制限期間

住民投票が実施され、その結果が公表された後、同一の事項又は同旨の事項について、住民投票の請求を行うことについて、制限期間を設けるべきか否かの検討

〔選択肢 1〕 再請求の制限期間は設けない。

◎〔選択肢 2〕 一定期間再請求を制限する。

【考え方】

住民の意思を明確にする目的で実施する住民投票であるので、短期間に同一案件の請求を行うと混乱を生じるとともに、投票が無意味となってしまうおそれがあります。

また、住民投票の結果は政策判断に重要な影響を及ぼすものであるため、その継続性、安定性の確保の観点から請求の制限期間を設けることとします。

制限期間は 2 年としますが、これは 2 年を経過すれば投票結果は定着すると思われること、また社会情勢の変化に対応するうえで、2 年程度の制限期間が適当と考えたものです。

(規則への委任)

第 27 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。